

にいしまほんそん わかごうちく かつせいかけいかく
新島本村・若郷地区活性化計画

新島村・東京都

平成22年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	新島本村・若郷地区活性化計画		
都道府県名	東京都	市町村名	新島村
		地区名(1)	新島本村・若郷地区
		計画期間(2)	平成22年度～26年度

目 標 :(3)

昭和25年には5,149人あった人口が、長期的な減少傾向が続き、年齢構成では生産年齢以下の減少と老年の増加、産業別人口では一次・二次産業の減少と三次産業の横ばい状態で、平成22年1月には3,069人(近年は約3,100人前後の推移)となっている。

このような状態で地域の活性化を図るには、アスタバやサツマイモなどの地域特産野菜を軸にした、一次産業である農林水産業振興の条件整備が必要である。そのためには、現在の定住人口を平成27年1月末まで3,000人を維持するとともに、受益農業者人口を同じく500人を維持することを目標に、老朽化した既存農道の機能を回復(農道保全対策事業による農道機能の保全)して、新規就農者の参入を促し農業者人口の低下を抑制することにより地域の活性化を維持する。

東京都は「東京農業振興プラン」を策定し、区市町村に対して農業の振興及び地域の活性化を図るための指針を示し、積極的な参加と協力を働きかけていくため、本活性化計画を新島村との共同計画として位置付けている。

目標設定の考え方

地区の概要:

新島村は東京から南へ150kmの洋上にあり、南北11.5km東西3.2kmで面積24Km²の細長い新島と、周囲12kmで面積4Km²の式根島の、2島で成り立っている。

今回活性化を計画する新島は、中央部には平地が開け、西側は集落、東側は農業振興地域で構成され定住人口は2,550名程度を推移している。年平均気温は17.3℃と温暖で、年間降水量も2,500mmと豊富であり農業に恵まれた気候条件を備えている。現在はレザーファン切り葉の施設栽培と、特産野菜であるアスタバの生産に力を入れている。

現状と課題

新島の農地は一区画の面積が狭く、分散しているため、昭和40年代の前半から、農作業の効率化を目的に農道の整備を進め、いずれも20年以上が経過している。その当時から新島にはアスファルトプラントがなく、簡易舗装で実施したため、農道舗装の老朽化が顕著となっている。現在はすべてコンクリート舗装に改修する作業を進めている。

農道は、現在では農林水産物の物流の効率化だけでなく、地域の生産・流通・生活のために不可欠かつ重要な社会資本となっており、既設農道等の環境面からの更新整備や農道機能強化面から整備水準を向上させることが課題になっている。

今後の展開方向等(4)

新島は野菜と切り葉のハウス栽培が中心であったが、近年では特産品であるアスタバの生産が伸びている。農家の高齢化の進展とともに、さらに野菜などのハウス栽培から省力的な生産ができるアスタバ栽培への移行が進むと考えられる。

そこで老朽化した既存農道の改修(農道保全対策事業)を行い、物流の効率化や交通安全対策を講じ、老年退職者の受け皿としての新たな農業展開など、地域農業の活性化により、人口減少を抑制し、定住人口の維持を図ることをめざしている。

(記入要領)

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
新島村	新島本村・若郷地区	基盤整備(1) 土地改良施設保全)	新島村	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

【記入要領】

- 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(1)

新島本村・若郷地区(東京都新島村)	区域面積 (2)	2,387ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係:農用地及び林地(以下「農林地」という。)が当該地域内の土地の相当部分を占めていること 当該区域の総面積に対する農林地等の占める割合が概ね80%以上に該当 新島総面積 23.87Km ² 新島の総面積に対する農林地等の占める割合 新島農地面積 4.15Km ² (4.15+15.61)/23.87=82.78% > 80% 新島森林面積 15.61Km ²		
法第3条第2号関係:当該地域において定住等及び地域間交流を促進することが、当該地域を含む農山漁村の活性化にとって有効かつ適切であると認められる 地区の人口の減少(H17.1 H22.1で95人の減少、村勢要覧) 1次産業(農家戸数)の減少(平成17年の農家数141戸、国勢調査) 本地区の農業農村の活性化のためには、生産基盤の整備により農業の担い手を育成し、定住化を促進することが必要不可欠な地区である。		
法第3条第3号関係:既に市街地を形成している区域以外の地域 本地区は、都市計画区域であるが未線引きのため市街化区域の設定がない(市街地の形成がない) また、事業対象範囲は、農振農用地に指定されている区域である。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項…該当無し

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
											市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別		

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

【記入要領】

- 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
 - 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
 - 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
 - (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
 - 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
 - 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項・・・該当無し

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借権」、「使用貸借」、「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

新島村

本計画は、地域の定住等の促進の基礎となる生産基盤の整備を図り、農業者人口の減少の抑制を図ることを目標としており、達成度合い等については、活性化計画完了の翌年平成27年1月末における定住人口3,000人及び受益農業者人口を500人とし、目標達成状況を確認するとともに、事業完了から6年目の4月1日現在の定住人口を東京都へ報告することにより東京都と新島村が共同で地域農業の活性化を検証し評価を行う。

東京都

報告内容を調査して、定住人口と受益農業者数維持の目標が達成できていない場合は、改善計画の提出を求めるとともに、適切な営農指導を行う。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。